



## 地震による通電火災を防ごう!



※通電火災について、詳しくは尾三消防組合HPでご確認ください。

### ○通電火災とは?

大規模な地震などにより停電が発生し、その後電気が復旧した際に発生する火災のことをいいます。東日本大震災では本震による火災のうち、過半数が電気関係の出火でした。

### ○なぜ通電火災が発生するのか?

観賞魚用ヒーターやオーブントースターなどを使用中に地震が起こると、揺れの影響で可燃物がヒーター部分に接触し、停電から復旧した際に、再度通電することにより、可燃物が過熱されて出火するためです。



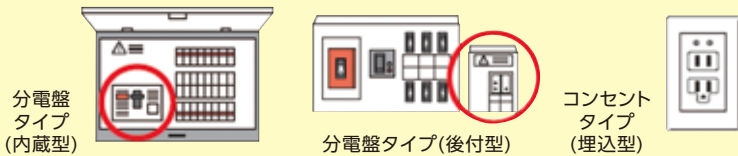
感震ブレーカーが通電火災の防止に効果的です!

### ○通電火災を防ぐには?

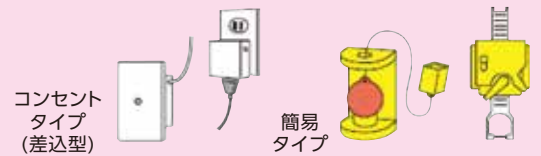
地震が発生した際には、電気の電源を遮断することが必要ですが、外出中や避難時に余裕がないときなどは電気を遮断することができません。このような時に、感震ブレーカーは電気を自動で遮断してくれます。

### 感震ブレーカーには、さまざまなタイプがあります。

#### 電気工事が必要となるタイプ



#### 自分で取り付けるタイプ



※市では感震ブレーカー設置費用の補助を行っています。詳細は安心安全課(☎56-0611)へ。 出典:「感震ブレーカーの普及啓発」(経済産業省)

## シニアの広場

大きい文字

### 家具転倒防止事業

問 長寿課 ☎ 56-0631 [HPを見る](#) 記事ID 3361

地震等の災害時に、タンスなどの転倒による被害を防ぐため、家具転倒防止器具の取付けを行っています。

- 対** 下記のいずれかに該当する人
  - ・満 65 歳以上のひとり暮らしの人
  - ・満 75 歳以上の人のみの世帯(後期高齢者世帯)
  - ・身体障害者手帳1～2級の人
  - ・精神障害者保健福祉手帳1～2級の人
  - ・療育手帳B判定以上の人
  - ・介護保険の要介護 3 以上の人
- ※ただし、対象者が居住する市内の住宅が対象
- 内** タンス、食器棚、書棚、冷蔵庫、テレビなど 合計 4 点まで
- ¥** 家具 1 点につき 1,000 円を超えた分の器具代
- 申** 申請書、誓約書を長寿課に提出(要押印)。  
※申請は同一世帯につき 1 回限り  
※以前に本事業を利用した人は申請不可

### 高齢者優待事業

問 長寿課 ☎ 56-0631 [HPを見る](#) 記事ID 3374

65歳以上の人全員に、1,000円分のマナカチャージ券を年度につき1枚交付します。また、運転免許証の自主返納者には、返納してから1年以内の申請で、5,000円分のマナカチャージ券を1人1回限り交付します。

- 対** 本市に住民登録している65歳以上の人
- 持** 身分証明書、申請による運転免許の取消通知書(自主返納者)
- 申** 3月31日(水)までに長寿課窓口で申込。

### 福祉の家の施設情報

問 福祉の家 ☎ 64-6500 [HPを見る](#) 記事ID 3403

- 歩行浴室(水・金・日)・福祉浴室(火・木・土)の利用休止時間帯  
9月16日、30日(水)10:00～12:30  
9月11日、25日(金)10:00～12:30
- 温泉スタンドの休止日  
9月7日(月)



このアイコンはみなさんに手伝ってほしい事業についてです。詳細は事業担当課にお問い合わせください。